㈱1）危険物輸送に関する国連勧告に従つて試験を実施し、その他の有害物質に該当するものに限る。
2）電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱又は短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や電池の再生又は処分の為の輸送は禁止される。
3）短絡を防止する措置をすること。
4）内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。
5）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
6）装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
7）平成23年12月31日以降に製造される組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されているものに限る。
8）以下の基準を満たすものは、輸送許容物件に含まれない。
ア）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
イ）単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、組電池の場合は100Wh以下であることが表示されていること。なお、組電池であって平成21年１月１日以前に製造されたものはこの限りでない。
ウ）内装容器に梱包し、強固な外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。
エ）短絡を防止する措置をすること。
オ）装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
カ）各積み荷には、包装物にリチウムイオン電池が収納され、包装物が損傷を受けた場合に従うべき手順を記載した書類が添付されていること。
キ）各包装物には第４号の５様式が貼付されていること。

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3481（装置に組み込まれたものに限る。）	5kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）危険物輸送に関する国連勧告に従つて試験を実施し、その他の有害物質に該当するものに限る。
2）電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱又は短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や電池の再生又は処分の為の輸送は禁止される。
3）装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
4）平成23年12月31日以降に製造される組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されているものに限る。
5）以下の基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれない。
ア）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
イ）単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、組電池の場合は100Wh以下であることが表示されていること。なお組電池であって、平成21年１月１日以前に製造されたものはこの限りでない。
ウ）装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
エ）短絡を防止する措置をすること。
オ）強固な外装容器に収納されること。
カ）各積み荷には、包装物にリチウムイオン電池が収納され、包装物が損傷を受けた場合に従うべき手順を記載した書類が添付されていること。
キ）装置に内蔵する５個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）又は３個以上の組電池を含む各包装物には第４号の５様式が貼付されていること。

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3090	2.5kg（包装込みの質量）	35kg（包装込みの質量）	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ２，３Ａ２，３Ｂ２，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２

㈱1）危険物輸送に関する国連勧告に従つて試験を実施し、その他の有害物質に該当するものに限る。
2）電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱又は短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や電池の再生又は処分の為の輸送は禁止される。
3）短絡を防止する措置をすること。
4）内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。
5）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
6）12kg未満の質量のリチウム電池及びリチウムバッテリーアセンブリーに限る。
7）以下の基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれない。
ア）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
イ）リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が１ｇ以下、リチウム金属又はリチウム合金組電池の場合は総リチウム含有量が２ｇ以下であること。
ウ）各包装物の総重量は2.5kgを超えていないこと。
エ）内装容器に梱包し、強固な外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。
オ）短絡を防止する措置をすること。
カ）各積み荷には、包装物にリチウム金属電池が収納され、包装物が損傷を受けた場合に従うべき手順を記載した書類が添付されていること。
キ）各包装物には第４号の５様式が貼付されていること。